貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2027年１月４日改定）

掲載日 2027年１月４日

■払込み規定（下線の部分は改定箇所）

現　行	改定後
１　適用範囲 　振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）に現金又は第８条第１項に規定する証券等を受け入れる取扱い（以下「払込み」といいます。）は、当行が別に定める場合を除き、この規定により取り扱います。	１　適用範囲 　振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）に現金又は第８条第１項に規定する証券等を受け入れる取扱い（国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第３条（定義）第２項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。）を除きます。以下「払込み」といいます。）は、当行が別に定める場合を除き、この規定により取り扱います。
附　則 （実施期日） 　この改正規定は、2026年１月５日から実施します。	附　則 （実施期日） 　この改正規定は、2027年１月４日から実施します。

■自動振込規定（下線の部分は改定箇所）

現　行	改定後
１　自動振込の取扱い 　自動振込は、振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）の加入者（以下「払出加入者」といいます。）が当行所定の方法により指定した時期に指定した他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座又は貯金口座（第８条第４項において「預貯金口座」といいます。）に継続して当該払出加入者の振替口座の預り金の状況に応じて当該払出加入者があらかじめ指定した金額に相当する預り金を払い出してこれを振り込む取扱いです。	１　自動振込の取扱い 　自動振込は、振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）の加入者（以下「払出加入者」といいます。）が当行所定の方法により指定した時期に指定した他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座又は貯金口座（第８条第４項において「預貯金口座」といいます。）に継続して当該払出加入者の振替口座の預り金の状況に応じて当該払出加入者があらかじめ指定した金額に相当する預り金を払い出してする振込の取扱いです。
附　則 （実施期日） 　この改正規定は、2026年１月５日から実施します。	附　則 （実施期日） 　この改正規定は、2027年１月４日から実施します。

■ゆうちょダイレクト規定（下線の部分は改定箇所）

現　行	改定後
21　国内非居住者円貨建て送金 　ダイレクトサービスにおける国内非居住者円貨建て送金については、第12条（第１項なお書及び第２項を除きます。）及び第13条（第１項なお書を除きます。）により取り扱います。なお、取扱いに関し、当行所定の確認を行います。	21　国内非居住者円貨建て送金 　ダイレクトサービスにおける国内非居住者円貨建て送金については、第12条及び第13条により取り扱います。なお、当行が必要と判断した場合には、当行所定の確認を行います。確認の結果、取引をお断りする場合があります。
附　則 （実施期日） 　この改正規定は、2026年５月６日から実施します。	附　則 （実施期日） 　この改正規定は、2027年１月４日から実施します。

■ゆうちょBiz ダイレクト規定（下線の部分は改定箇所）

現　行	改定後
１　ゆうちょＢｉｚダイレクト （1）ゆうちょＢｉｚダイレクト（以下「このサービス」といいます。）は、当行所定の申込手続を完了のうえ当行が承認した方（以下「契約者」といいます。）からのインターネットに接続可能なパーソナルコンピュータ等を通じた依頼に基づいて提供される次の取扱いです。 ① オンラインサービス Ａ 照会サービス Ｂ 電信振替・振込 Ｃ その他当行所定のサービス ② 伝送サービス Ａ 総合振込・給与振込 Ｂ 自動払込み	１　ゆうちょＢｉｚダイレクト （1）ゆうちょＢｉｚダイレクト（以下「このサービス」といいます。）は、当行所定の申込手続を完了のうえ当行が承認した方（以下「契約者」といいます。）からのインターネットに接続可能なパーソナルコンピュータ等を通じた依頼に基づいて提供される次の取扱いです。 ① オンラインサービス Ａ 照会サービス Ｂ 電信振替・振込 Ｃ 国内非居住者円貨建て送金 Ｄ その他当行所定のサービス ② 伝送サービス Ａ 総合振込・給与振込 Ｂ 自動払込み

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2027年１月４日改定）

現　行	改定後
C　その他当行所定のサービス (2)　（略）	C　その他当行所定のサービス (2)　（同左）
（新設）	18　国内非居住者円貨建て送金 このサービスにおける国内非居住者円貨建て送金については、第12条及び第13条により取り扱います。なお、当行が必要と判断した場合には、当行所定の確認を行います。確認の結果、取引をお断りする場合があります。
18　特殊取扱い （略）	19　特殊取扱い （略）
18の２　訪問サポート (1)～(2)　（略） (3)　当行は、当行の社員の説明後、契約者等が動作確認することにより、契約者の課題（契約者が、訪問サポートを利用して当行の社員からの説明を受けることにより解決したい事項をいいます。第20条第２項及び第26条の２第１項において同じとします。）が解決されたことが確認できた場合には、訪問サポートを提供したものとします。	19の２　訪問サポート (1)～(2)　（同左） (3)　当行は、当行の社員の説明後、契約者等が動作確認することにより、契約者の課題（契約者が、訪問サポートを利用して当行の社員からの説明を受けることにより解決したい事項をいいます。第21条第２項及び第27条の２第１項において同じとします。）が解決されたことが確認できた場合には、訪問サポートを提供したものとします。
19　通知等のための連絡先等 （略）	20　通知等のための連絡先等 （同左）
20　料金 (1)　このサービスについては、当行所定の料金を次によりいただきます。 ①　このサービスの利用に係る契約料金及び月額料金は、代表口座の預り金から控除することによりいただきます。 ②　トークンに係る料金、第14条第６項に係る料金、第16条第３項に係る料金及び第18条第１項①に係る月額料金は、代表口座の預り金から控除することによりいただきます。 ③　このサービスにより提供される取扱いに係る料金は、前２号の場合を除き、それぞれの　利用口座の預り金から控除することによりいただきます。 (2)～(5)　（略）	21　料金 (1)　このサービスについては、当行所定の料金を次によりいただきます。 ①　このサービスの利用に係る契約料金及び月額料金は、代表口座の預り金から控除することによりいただきます。 ②　トークンに係る料金、第14条第６項に係る料金、第16条第３項に係る料金及び第19条第１項①に係る月額料金は、代表口座の預り金から控除することによりいただきます。 ③　このサービスにより提供される取扱いに係る料金は、前２号の場合を除き、それぞれの　利用口座の預り金から控除することによりいただきます。 (2)～(5)　（同左）
21　取扱内容の確認等 （略）	22　取扱内容の確認等 （同左）
22　届出事項の変更等 （略）	23　届出事項の変更等 （同左）
23　取扱いの追加 （略）	24　取扱いの追加 （同左）
24　海外からの利用 （略）	25　海外からの利用 （同左）
25　譲渡、質入れ等の禁止 （略）	26　譲渡、質入れ等の禁止 （同左）
26　免責事項 （略）	27　免責事項 （同左）
26の２　訪問サポートにおける免責事項 （略）	27の２　訪問サポートにおける免責事項 （同左）
27　解約等 （略）	28　解約等 （同左）
28　反社会的勢力との取引拒絶 （略）	29　反社会的勢力との取引拒絶 （同左）
29　取引内容の保管 （略）	30　取引内容の保管 （同左）
30　このサービスの廃止 （略）	31　このサービスの廃止 （同左）
31　秘密保持 （略）	32　秘密保持 （同左）
32　顧客情報の取扱い （略）	33　顧客情報の取扱い （同左）

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2027年１月４日改定）

現　行	改定後
33　規定の適用 （略）	34　規定の適用 （同左）
34　規定の改定等 （略）	35　規定の改定等 （同左）
35　契約期間 　このサービスに係る契約の当初契約期間は申込日から起算して１年間とし、契約者又は当行から第27条の規定により解約の申出をしない限り、期間満了日の翌日から１年間継続されるものとし、以降も同様とします。なお、この場合、第27条第１項ただし書きが準用されるものとします。	36　契約期間 　このサービスに係る契約の当初契約期間は申込日から起算して１年間とし、契約者又は当行から第28条の規定により解約の申出をしない限り、期間満了日の翌日から１年間継続されるものとし、以降も同様とします。なお、この場合、第28条第１項ただし書きが準用されるものとします。
36　準拠法・合意管轄 （略）	37　準拠法・合意管轄 （同左）
附　則 （実施期日） 　この改正規定は、2025年６月２日から実施します。	附　則 （実施期日） 　この改正規定は、2027年１月４日から実施します。

■国際送金規定（下線の部分は改定箇所）

現　行	改定後
３　定義 (1)　（略） (2)　国内非居住者円貨建て送金 　国内非居住者円貨建て送金とは、外国為替及び外国貿易法上の（非）居住者と非居住者との間において、送金人の口座の預り金から送金資金を払い出し、送金人の指定する他の口座に振り替える取扱い又は他の金融機関の国内本支店にある受取人の銀行口座等に振り込む取扱いとして当行が受け付けたものをいいます。 (3)～(6)　（略）	３　定義 (1)　（同左） (2)　国内非居住者円貨建て送金 　国内非居住者円貨建て送金とは、外国為替及び外国貿易法上の（非）居住者と非居住者との間において、受取人の口座に現金又は証券等（払込み規定第８条（払込金に充てることができる証券等）第１項に規定する証券等をいいます。）を受け入れる取扱い又は送金人の口座の預り金から送金資金を払い出し、送金人の指定する他の口座に振り替える取扱い（時期及び金額を指定し、継続して行うものを含みます。）若しくは他の金融機関の国内本支店にある受取人の銀行口座等に振り込む取扱い（時期及び金額を指定し、継続して行うものを含みます。）のうち、当行が受け付けることを認めたものをいいます。 (3)～(6)　（同左）
７　国際送金の取扱い (1)～(4)　（略） (5)　国内非居住者円貨建て送金の請求は、振替規定第３条（電信振替）（第２項を除きます。）又は振込規定第３条（振込の依頼）（第２項を除きます。）により行ってください。 (6)　国際送金の請求を受け付けるに当たっては、外国為替及び外国貿易法その他の国際送金に関して適用のある法律（次条第３項①において「外国為替関連法規」といいます。）の規定に基づく確認等を行う必要がありますので、当行所定の手続を行ってください。 (7)～(8)　（略） (9)　国内非居住者円貨建て送金の請求があったときは、当行所定の方法により、送金人控書類（振替規定又は振込規定に定める書類をいいます。以下同じとします。）を交付しますので、国際送金の内容を確認してください。この送金人控書類は、国際送金の受付を証明する書類となりますので、大切に保管してください。	７　国際送金の取扱い (1)～(4)　（同左） (5)　国内非居住者円貨建て送金の請求については、請求内容に応じ、キャッシュカード規定第７条（払込み等）、払込み規定第４条（払込み）、振替規定第３条（電信振替）、振込規定第３条（振込の依頼）、自動送金規定第３条（利用の申込み）又は自動振込規定第３条（利用の申込み）を準用します。 (6)　国際送金の請求を受け付けるに当たっては、当行が必要と判断した場合に、外国為替及び外国貿易法その他の国際送金に関して適用のある法律（次条第３項①において「外国為替関連法規」といいます。）の規定に基づく確認等を行います。この場合は、当行所定の手続を行ってください。確認の結果、取引をお断りする場合があります。 (7)～(8)　（同左） (9)　国内非居住者円貨建て送金の請求があったときは、当行所定の方法により、送金人控書類（払込み規定、振替規定又は振込規定に定める書類をいいます。以下同じとします。）を交付しますので、国際送金の内容を確認してください。この送金人控書類は、国際送金の受付を証明する書類となりますので、大切に保管してください。
８　国際送金の成立及び解除 (1)　（略） (2)　国内非居住者円貨建て送金の成立については、振替規定第４条（第２項を除きます。）又は振込規定第４条（第２項を除きます。）によるものとします。 (3)～(4)　（略） （新設）	８　国際送金の成立及び解除 (1)　（同左） (2)　国内非居住者円貨建て送金の成立については、払込み規定第５条（払込みの成立等）、振替規定第４条（電信振替の成立等）又は振込規定第４条（振込契約の成立）を準用します。 (3)～(4)　（同左） (5)　国内非居住者円貨建て送金のうち、時期及び金額を指定し、継続して

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2027年１月４日改定）

現　行	改定後
（新設）	送金する取扱いの終了については、自動送金規定第７条（取扱いの終了）又は自動振込規定第７条（取扱いの終了）を準用します。 (6)　国内非居住者円貨建て送金のうち、時期及び金額を指定し、継続して送金する取扱いの廃止については、自動送金規定第８条（利用の廃止等）又は自動振込規定第８条（利用の廃止等）を準用します。
10　国内非居住者円貨建て送金の請求の内容の照会 国内非居住者円貨建て送金の請求の内容の照会について、振替規定第７条（電信振替の内容の照会等）又は振込規定第６条（取引内容の照会等）によりそれぞれ取り扱います。	10　国内非居住者円貨建て送金の請求の内容の照会 国内非居住者円貨建て送金の請求の内容の照会については、請求内容に応じ、払込み規定第 10 条（払込みの内容の照会等）、振替規定第７条（電信振替の内容の照会等）又は振込規定第６条（取引内容の照会等）を準用します。
11　国際送金の請求の取消し等 (1)～(2)　（略） (3)　国内非居住者円貨建て送金の請求の依頼内容の変更については振込規定第７条（依頼内容の変更）により、取消し又は組戻しについては、振替規定第８条（電信振替の請求の取消し）又は振込規定第８条（組戻し）によりそれぞれ取り扱います。 (4)（略）	11　国際送金の請求の取消し等 (1)～(2)　（同左） (3)　国内非居住者円貨建て送金の請求の依頼内容の変更については振込規定第７条（依頼内容の変更）を、取消し又は組戻しについては、請求内容に応じ、払込み規定第 11 条（払込みの取消し）、振替規定第８条（電信振替の請求の取消し）又は振込規定第８条（組戻し）を準用します。 (4)　（同左）
14　料金等 (1)　国際送金に係る請求等については、当行所定の料金を次によりいただきます。 ①　国際送金の料金は、利用者等の口座の預り金から控除することによりいただきます。 ②　国内非居住者円貨建て送金に係る請求の取消し、特殊取扱、組戻し又は依頼内容の変更の料金は、振替規定第10条（料金）第２項及び第３項又は振込規定第10条（料金）第２項によりいただきます。 (2)　（略）	14　料金等 (1)　国際送金に係る請求等については、当行所定の料金を次によりいただきます。 ①　国際送金の料金は、利用者等の口座の預り金から控除することにより、又は現金でいただきます。 ②　国内非居住者円貨建て送金に係る請求の取消し、特殊取扱、組戻し又は依頼内容の変更の料金については、請求内容に応じ、払込み規定第 13 条（料金）第２項、第３項及び第４項、振替規定第 10 条（料金）第２項及び第３項、又は振込規定第 10 条（料金）第２項を準用します。 (2)　（同左）
附　則 （実施期日） この改正規定は、2026年３月16日から実施します。なお、この規定において日本語版と翻訳版との間に解釈の相違等が生じた場合には、日本語版が優先するものとします。	附　則 （実施期日） この改正規定は、2027年１月４日から実施します。なお、この規定において日本語版と翻訳版との間に解釈の相違等が生じた場合には、日本語版が優先するものとします。

■スマートフォンアプリ利用規定（下線の部分は改定箇所）

現　行	改定後
第16条（国内非居住者円貨建て送金） 本アプリにおける国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第３条（定義）第２項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。以下同じとします。）については、第14条及び第15条により取り扱います。なお、取扱いに関し、当行所定の確認を行います。	第16条（国内非居住者円貨建て送金） 本アプリにおける国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第３条（定義）第２項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。以下同じとします。）については、第 14 条及び第 15 条により取り扱います。なお、当行が必要と判断した場合には、当行所定の確認を行います。確認の結果、取引をお断りする場合があります。

以　上